

令和8年度「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」開催業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」開催業務

2 趣旨

兵庫県阪神北地域（ひょうご北摂）は、伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の4市1町からなる地域である。都市と自然がバランスよく共存し、魅力的な観光資源及び地域特産品を数多く有している。また、近隣大都市である大阪からのアクセスにも優れている。これら地域の魅力をより多くの人に知ってもらい、来訪者の増加、地域特産品の認知度向上及び消費拡大を図るため、地域特産品の販売や魅力ある観光情報の発信を行う「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」を大阪駅周辺で開催する。

また、フェア終了後も阪神北地域の特産品の認知度向上を図るため、大阪駅周辺の店舗（以下、「店舗」という。）での継続販売につなげる。

3 主催

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「協議会」という。）

4 業務費

¥2,000,000円－（税込）以内

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務内容

受託者は、上記趣旨に沿う形で下記の業務を実施すること。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。

(1) ひょうご北摂魅力いっぱいフェアの開催

ア 概要

阪神北地域の特産品販売を中心とする魅力的なフェアを企画・運営する。

【時期】 令和8年7月～12月中旬の間で期間を提案すること。

【会場】 大阪駅周辺

イ 会場の選定

本企画書の内容に沿った会場を提案すること。既存の店舗を間借りする形も可とする。その際、大阪駅（各線梅田駅）からの利便性に優れた場所を選定すること。

ウ 特産品の選定・調達

契約締結後に協議会が作成する「出品候補リスト」の中から特産品を選定し、フェアにおいて販売すること。なお、協議会と協議のうえ「出品候補リスト」に特産品を追加することも可とする。選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

(商品選定にあたっての留意点)

地域バランス	品数・分量は、4市1町のバランスを重視すること（各市町最低1つは選定すること。必ずしも同数である必要はない）。
顧客ニーズ	実施場所の顧客層及び購買ニーズ等を考慮すること。
継続性	フェア開催期間中の継続的な補充に対応できること。

エ 販売は、委託販売（受託者は事業者から特産品を預かって現地で販売し、事後に売上金・売れ残り商品をそのまま返す仕組み。委託販売手数料は業務費の中に含めること。）で行う。なお、販売期間中は売れ行きに関わらず、特産品配架を継続すること。

オ 観光情報の発信及び集客・販売促進につながるイベントの企画・実施

フェア実施期間中に2つ以上のイベントを実施すること。会場現地やWeb上など、効果的な実施方法・内容を提案すること。そのうち1つは「青野ダム貯蔵酒」の販売促進につながるイベントとすること。

カ フェアのプロモーション

フェアの来場者増加につながるようなプロモーションを提案すること。

(A) 開始時期 1カ月以上前

(B) 手法

(a) web プロモーション

web 媒体での効果的なプロモーション企画を提案すること。なお、PRにあたり、協議会の SNS 及びホームページも併せて活用すること。

(b) 紙媒体

ポスター（A2 サイズ、カラー）20 部、チラシ（A4 サイズ、カラー）1,000 部を作成し、協議会に納品すること。

(c) その他

来訪者増加につながるような追加提案があれば記述すること。

キ 実績報告書の提出

フェア終了後、各商品の売り上げや来訪客の反応等のフィードバックを記した実績報告書を作成し、協議会に提出すること。記載内容の詳細は別途、協議会との協議のうえ、決定する。

(2) 商談会の実施及び継続販売に向けた調整

ア 商談会

フェアに出品する事業者を対象に、仕入れバイヤーに向けた商談会を実施し、

フェア後の継続販売のためのPRの機会を与えること。なお、商談会の日時及び場所等の詳細は協議会と協議のうえ、決定する。

イ 継続販売

フェア後、店舗にフェア期間中の売り上げ及び顧客の反応等を提供し、商談会の結果と合わせて店舗での継続販売の可否を商品ごとにとりまとめること。

なお、継続販売可能との判断があった商品については、以降の手続きは店舗と事業者が直接行うものとする。

また、継続販売の判断結果と理由を協議会に報告すること。

7 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とする。なお、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない。

(1) 人件費

フェアの企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、交通費等）

(2) 広告宣伝費

フェアの広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む。）

(3) その他事業費

会場設営費、旅費、郵送費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

8 秘密保持

- ・ 受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- ・ 受注者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

9 情報セキュリティ

- ・ 本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ・ 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
 - (2) 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
 - (3) 重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。

- (4) 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

10 その他

- 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- 受注者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に協議会と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、協議会と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと協議会が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- 受注者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は協議会に対し、すべての責任を負うものとする
- 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。
- 災害及び感染症等の影響により、本フェアが中止になった場合は、業務の履行部分についてその相当する金額を受託者に支払うものとし、支払い額は委託者との協議により定めるものとする。
- 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。
- 成果品、中間生成物等についての所有権並びに著作権法（以下「法」という）上の一切の権利（法第 27 条及び第 28 条を含む）は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から中間生成物を作成した者は、本業務に係る事項に関して法第 17 条に規定する著作者人格権を無期

限に行使しないものとする。

- ・ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は委託料に含まれるものとする。
- ・ 委託者は本業務の成果品等を期間の制限なく無償で、自ら利用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

11 問合せ先

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局 担当：半井

(兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内)

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15

T E L : 0797-83-3133 F A X : 0797-86-4379

メール： Daiki_Hani@pref.hyogo.lg.jp

hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp (必ず両アドレスに送付すること)

以上